

監査品質のマネジメントに関する年次報告書

2025

ネクサス監査法人

目 次

I. 監査品質向上に向けた取組み及び事務所概要

1. 監査事務所の最高責任者からのメッセージ
2. 品質管理担当者からのメッセージ
3. 事務所概要

II. 経営管理の状況等

1. 品質管理基盤
2. 組織・ガバナンス基盤
3. 人的基盤
4. IT 基盤
5. 財務基盤
6. 国際対応基盤

(別紙) 監査法人のガバナンス・コードの適用状況

I. 監査品質向上に向けた取組み及び事務所概要

1. 監査事務所の最高責任者からのメッセージ

ネクサス監査法人は、投資家、クライアント、当監査法人メンバー、その他当監査法人に係るすべてのステークホルダーとの「絆（Nexus）」を大切に、より高品質な監査を実現するため、高い倫理観を維持し、知識の習得・技能の研鑽に励み、調和ある組織運営を志向しております。

最近の社会環境、経済環境の変化は監査法人へも変革を迫っており、特にサステナビリティ等非財務情報に対する関心の高まりは、今後、監査法人の業務へも大きな影響を及ぼすことが予想されます。近い将来の大きな変化に対して、柔軟に、的確に、組織的に対応することが、監査法人への社会的要請として期待されているものと認識しております。一方、伝統的な財務情報に対する監査に関しても、企業のグローバル化や会計基準の国際化等が進展するにつれて市場関係者からの要求水準が益々高まっており、監査法人には不断の改善が求められております。

ネクサス監査法人は、このような社会環境、経済環境の下、現在、そして将来を見据えて、以下の観点から監査法人としての最適な基盤の構築を積極的に図ってまいります。

①品質管理基盤

高品質な監査のための理念、指針、方針・手続等、最も基本となる基盤

②組織・ガバナンス基盤

高品質な監査のための責任と権限を明確にする組織・ガバナンス体制の構築

③人的基盤

高品質な監査を実践する人材の育成と新規の採用等

④IT 基盤

高品質な監査を支えるIT環境の整備

⑤財務基盤

公正性や独立性の確保、人的基盤やIT基盤等の整備に不可欠な財務基盤の強化

⑥国際対応基盤

将来的な国際業務への対応を含めた、グローバルネットワーク等との協業の必要性の検討

なお、現在は、複雑な国際業務はないため、グローバルネットワーク等には加入しておりません。

ネクサス監査法人は、「絆」を基に、成長、発展の連鎖（Nexus）を実現し、皆様と共に歩んでまいりたいと考えております。

今後とも、ご支援とご指導を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

統括代表社員

森 田 知 之

2. 品質管理担当責任者からのメッセージ

昨今の企業活動のグローバル化、業務内容の高度化・複雑化、デジタル化の急速な進展等に伴い、ビジネス環境に大きな変化が生じており、また、企業情報の開示の変革とともに、監査人が関わる情報も既存の財務情報に加えて、サステナビリティ情報などの非財務情報の開示へと領域が拡充されてきております。

こうした企業環境の変化に対し、会計基準や監査基準等の改正もより複雑なものとなり、監査人に求められる要求事項も質的・量的にも強化が図られる一方で、依然として会計不正事案の発生も後を絶たない状況にあります。

上場会社の監査を実施する監査法人に対しては、「上場会社等監査人登録制度」の導入により、監査品質の向上に対し、監査事務所レベルで主体的かつ継続的な基盤整備の構築への対応が求められています。当監査法人では、本報告書の「Ⅱ. 経営管理の状況等」に記載のとおり、監査品質を支える6つの基盤について整備・運用を図ることで、監査品質の向上に取り組んでいきたいと考えております。

当監査法人は、職業的専門家としての高い倫理観、専門的知見の維持・向上に努めるプロフェッショナル集団として、高い品質の監査を目指し取り組んでまいります。

品質管理担当責任者

長野秀則

3. 事務所概要

(1) 経営理念・行動指針

監査法人は、職業的専門家としての高い倫理観と専門的知見の維持・向上に努め、高品質な監査業務を実施することにより社会に信頼をもたらし、安心と活力に満ちた社会に貢献することを社会からの期待役割として、これに誠実に応えていく姿勢が求められています。

当監査法人では、次の通り経営理念及び行動指針を定めております。

【経営理念】

当監査法人の使命は、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することにある。

【行動指針】

当監査法人及び当監査法人に所属する専門職員は、高品質な監査を提供することを核心的使命と認識し、以下に努めることとする。

- ① 高い職業倫理を保持すること
- ② 専門的知識及び技能の取得・向上に努めること
- ③ 公正かつ誠実に業務を行うこと
- ④ 組織構成員間の情報及び経験の共有を図ること
- ⑤ 職業的専門家としての社会的信用に応えるため、自らの行動を律すること

当監査法人では、監査の品質の持続的な向上に向け、統括代表社員及び品質管理責任者から監査の品質重視のメッセージを発し、品質管理システムの遵守及び改善に向けた専門要員の主体的な行動を促しております。

また、法人の専門要員が共通に保持すべき価値観として、経営理念、行動指針を策定しており、専門要員に対し研修会等を通してメッセージを伝達しております。

(2) 法人案内（2025年6月30日現在）

① 法人概要

法人名	ネクサス監査法人
所在地	大阪府大阪市中央区平野町二丁目3番7号
代表者	統括代表社員 森田知之
設立	1998年11月

② 構成員

社員	17名
公認会計士	10名
その他職員	1名
合計	28名

*社員は、代表社員13名及び社員4名で構成され、公認会計士はすべて非常勤職員です。

③被監査会社等

監査証明業務の状況（2025年6月30日現在）

種 別	被監査会社等の数
	総 数
金商法・会社法監査	6社（上場5社、非上場1社）
金商法監査	1
会社法監査	2
学校法人監査	3
労働組合監査	2
その他の法定監査	—
その他の任意監査	5
計	19社

上記の他、非監査証明業務契約の会社が1社あります。

主要監査先一覧（上場会社）

古林紙工株式会社（3944）

アマティ株式会社（5952）

株式会社トーアミ（5973）

川西倉庫株式会社（9322）

株式会社上組（9364）

II. 経営管理の状況等

1. 品質管理基盤

（1）品質管理に関する基本方針

当監査法人は、監査業務の品質の保持を図るため、監査の品質管理システムに係る方針及び手続を規程化しております。

監査品質の向上は、当監査法人の存在意義に係わる重要な目標であり、それを支える研修制度による人材育成、合議制による審議会、品質管理部による監査調書管理、監査マニュアル等の規程関係の整備を行い、品質管理システムのモニタリング（日常的監視及び完了した監査業務の定期的な検証）を実施しております。

（2）品質管理部の役割

当監査法人では、監査の品質管理システムの責任部署として品質管理部を設置し、品質管理担当責任者を配置し、主に以下の業務を実施しております。

- ・品質管理システムの整備・運用
- ・独立性及びインサイダー取引に係る管理
- ・専門的な見解の問合せに係る管理
- ・日常的監視及び完了した監査業務の定期的な検証の実施
- ・監査調書管理（監査調書登録、保管、受払管理）など

（3）職業倫理の遵守及び独立性の保持の方針及び手続

①職業倫理

当監査法人は、日本公認会計士協会の倫理規則等を遵守することを全ての専門要員に求めております。

監査責任者は、当監査法人の定める職業倫理の遵守に関する方針及び手続を遵守するとともに専門要員（非常勤を含む）が職業倫理を遵守していることを確認しております。また、職業倫理意識の向上を図るため、毎期研修を実施しております。

②独立性

当監査法人は、わが国の関係法令及び日本公認会計士協会が定める監査人の独立性に関する諸規則等を反映した独立性保持の方針及び手続を定めております。

また、当監査法人及び専門要員が当該独立性保持の方針及び手続を遵守していることを確認するため、定期的に独立性の「確認書」の提出を求めております。

【独立性の遵守状況】（2025年6月30日現在）

確認書回答率	100%
違反件数	0件

（4）主要な担当者の長期間の関与に関する方針及び手続

当監査法人は、監査業務の主要な担当者（監査責任者、審議会委員長、監査業務の重要な事項について重要な決定や判断を行うその他の者）の長期間の関与に関して方針及び手続を以下のように定めております。

大会社等の監査業務については、監査責任者、審議会委員長及び該当する場合にはローテーションの対象となるその他の者に対して、以下のとおり倫理規則等で定める一定期間のローテーションを義務付けております。

役割	最長関与期間	クーリングオフ期間
筆頭業務執行社員	7会計期間	5会計期間
審議会委員長	7会計期間	3会計期間
その他の者	7会計期間	2会計期間

（5）契約の新規の締結及び更新

当監査法人は、業務を実施するための適性及び能力、関連する職業倫理に関する規定の遵守並びに関与先の誠実性を検討し、その検討結果をもとに当監査法人の規程に基づく承認手続を経て、監査契約の新規の締結及び更新の是非を決定することとしております。

（6）審査の方針及び手続

①監査証明業務に係る審査

当監査法人は、全ての監査業務について、監査計画及び監査意見形成のための審査を行っております。監査業務の審査は、審議会委員（社員）で構成する合議制の審議会が実施する体制としております。このため、当監査法人は、1) 審査の内容、実施時期及び範囲、2) 審議会委員の適格性及び客観性、3) 審査の記録及び保存等に関する方針及び手続を定めております。

当監査法人では、審査が完了するまで監査報告書を発行しない方針としており、監査報告書の日付は、審査完了日以降としております。

不正による重要な虚偽表示を示唆する状況を識別した場合、審議会は審査において不正による重要な疑義があるかどうかの監査チームの判断を評価し、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、これに対応する十分かつ適切な経験や職位等の資格を有する審議会委員を選任し、また、不正による重要な虚偽表示の疑義の内容及び程度に応じて、必要な場合には、追加で審議会委員を選任するか、社員会で審査を実施することとしております。

②監査上の判断の相違の解決

監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は、監査責任者と監査業務に係る審議会との間の監査上の判断の相違を解決するため、監査上の判断の相違に関する方針及び手続を定めており、監査報告書は、監査上の判断の相違が解決しない限り、発行しないこととしております。

なお、監査責任者と審議会との間の監査上の判断の相違が解決できない場合には、社員会において再審査を行い、監査上の判断の相違を解決することとしております。

（7）専門的な見解の問合せ

当監査法人は、1) 専門性が高く、判断に困難が伴う事項や見解が定まっていない事項について専門的な見解の問合せを行う場合、2) 不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合又は重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合、必要に応じ監査法人内外の適切な者から専門的な見解を得られるようにするための方針及び手続を定めております。

専門的な見解の問合せが必要とされる事項として、職業倫理、法令等、不正調査、企業価値評価、不動産評価を規定しております。

（8）品質管理システムのモニタリング

当監査法人は、品質管理システムに関するそれの方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用されていることを合理的に確保するために、品質管理システムに関するプロセスを定めております。このプロセスには日常的監視及び完了した監査業務の定期的な検証に関する方針及び手続を含めております。

品質管理担当責任者は、日常的監視及び完了した監査業務の定期的な検証によって発見された不備の影響を評価し、監査責任者並びに他の適切な者に対して発見された不備とこれに対する適切な是正措置を伝達することとしております。

また、品質管理担当責任者は、少なくとも年に一度、品質管理システムのモニタリングの結果を、監査責任者及び社員会に伝達することとしております。

【日常的監視の主な項目】

- ・独立性の確認の状況
- ・情報セキュリティ・ポリシー遵守状況の確認の状況
- ・インサイダー取引防止遵守の状況
- ・CPD 履修状況確認の状況
- ・新規の監査契約の締結及び監査契約の更新の手続の状況
- ・監査役等への品質管理システムの説明の状況
- ・監査ファイルの最終的な整理完了の状況
- ・監査調書の棚卸の状況
- ・監査ファイルの最終的な整理完了後の監査調書へのアクセスの状況

【完了した監査業務の定期的な検証の実施状況】(2025年6月30日現在)

	企業監査	非営利監査
対象業務数（2023年12月期及び2024年3月期）	4	—
検証対象数	4	—
実施割合	100%	—
うち、重要な不備事項がなかった監査業務の割合	100%	—

（9）外部レビュー等

上場企業監査を行う監査法人が受ける外部レビュー等には、「日本公認会計士協会による品質管理レビュー」及び「公認会計士・監査審査会による検査」があります。

日本公認会計士協会による品質管理レビューは、原則として3年に一度実施され、監査事務所が行う監査の品質管理状況等について通常レビューが行われます。直近では、2022年12月に品質管理レビューを受け、2023年3月9日付で「重要な不備事項のない実施結果」が表明された品質管理レビュー報告書を受領しております。

なお、公認会計士・監査審査会による検査は受けておりません。

2. 組織・ガバナンス基盤

(1) 組織・ガバナンスに対する基本方針

当監査法人は、無限責任監査法人であり、社員相互の監視・牽制機能を基本的な前提とし、組織の規律と業務運営の適正化を図るガバナンス体制を構築しており、現状の規模・業務内容及び人員に適した組織構造になっていると判断しております。

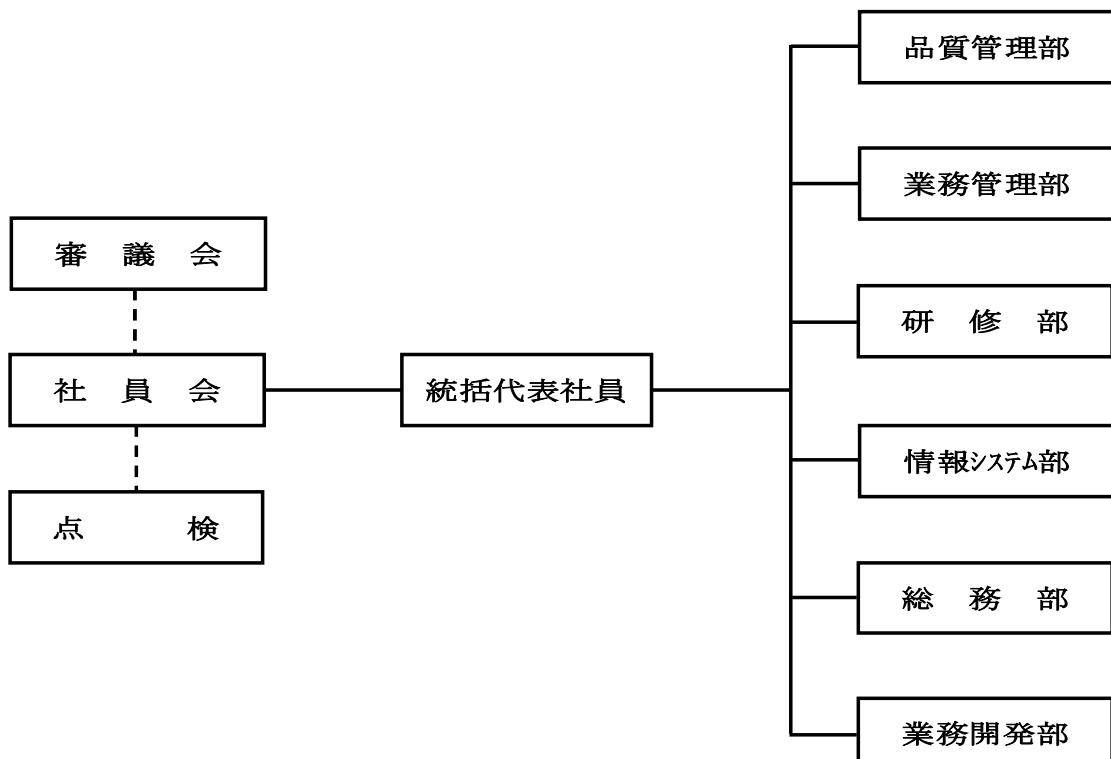
当監査法人では、最高意思決定機関である社員会、合議制による審議会を設け、さらに統括代表社員の下に品質管理、業務管理、研修、総務、業務開発の各部門を設置しております。

各部門の責任者及び担当者は、監査に関する知識や経験をもとに選任し、監査業務とのバランスを考慮して配置を決定しております。

(2) 当監査法人の組織図（ガバナンス体制）

組織図

2025年6月30日現在



【社員会】

社員会は、当監査法人の組織的な運営方針等を決定する最高意思決定機関であり、ガバナンス構築のための最重要機関です。無限責任社員全員により構成され、原則として2カ月に1回及び臨時の決議事項等ある場合には都度必要に応じて開催し、積極的な議論を通して実効的な経営機能を確保しております。

【統括代表社員】

統括代表社員は、定款又は社員会の定めにより委譲された権限の範囲において、当監査法人を代表し業務を執行します。監査業務や法人運営業務の経験、専門的な知見等をもとに社員会で社員全員の同意により選任しております。

【品質管理部】

監査品質管理全般を統括し、当監査法人の監査業務の品質向上を図るための施策を実施します。

【業務管理部】

監査業務に係る監査・開示様式等の改訂、提出書類等の管理などの管理業務を実施します。

【研修部】

専門要員の教育・訓練に係る企画、運営及び管理業務を実施します。

【情報システム部】

法人システムのセキュリティ対策及びネットワーク対応、監査調書のセキュリティ対策、貸与パソコンの管理、電子監査調書化への順次対応等を実施します。

【総務部】

組織運営に必要な業務に携わっており、経理、総務、人事、法人管理・運営業務等（被監査会社等の契約管理を含む）に関する運営を実施します。

【業務開発部】

新規業務案件への対応等を行います。

なお、各部門は相互に連携し、必要に応じて業務を補うことで、効率的な業務を実施しております。

（3）法人の構成員の配置に関する方針

法人の構成員の配置については、監査業務のみならず非監査業務への従事経験を考慮すること、あるいは新規業務を獲得した際に積極的に経験を得られるように、人材育成面からも機会を与えることについて、社員会で協議のうえ対応を図っております。

また、構成員の監査に関する知識や経験は、関与社員からの情報や評価等をもとに法人内に情報共有され、法人全体としての監査担当会社等の配員計画に反映されております。

（4）独立性を有する経営評価機関等の設置に対する方針

監査品質の持続的な向上に向けて透明性の高い組織的な運営を確保するためには、ガバナンスの観点からは、経営機関等の強化に併せ、その実効性について監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保することが重要であると考えられています。

当監査法人では、現状では組織的な規模等からみて、監督・評価機関の設置までは必要ないと考えておりますが、他の監査法人における組織的な運営の経験や監査の知見等をもち、独立性を有する第三者の知見を業務運営に活用し、経営機能の実効性を確認し、より向上させていくことは重要であると認識しております。具体的には、社員会での法人運営方針・運営の実効性に関する評価等に対し、より議論が深耕するような提言や問題提起等を期待しております。これを踏まえて、独立性を有する第三者による監督・評価の導入について検討しております。

（5）非監査業務の提供の方針

被監査先に対しては、非監査業務の提供は原則として行わない方針としております。

3. 人的基盤

当監査法人では、監査業務に携わる適切な人材を継続して確保することが、監査業務の品質向上に繋がるものとし、人事に関する方針を以下のとおり考えております。

(1) 構成員の状況

当監査法人の構成員の状況は以下のとおりです。

代表社員	13名 (うち、女性1名)
社 員	4 (うち、女性1名)
公認会計士 (非常勤)	10 (うち、女性5名)
<u>その他事務職員</u>	<u>1 (女性1名)</u>
計	28名 (うち、女性8名)

(2) 構成員の資格別人員数 (非常勤を除く)

公認会計士 17名 (代表社員及び社員)
代表社員には、ITに係る資格(CISA)保持者が1名含まれております。

(3) 人事に関する方針

当監査法人の監査業務を有効かつ円滑に遂行するため、統括代表社員及び総務担当社員は、現在及び将来の監査業務量の予測とこれに見合った専門要員が適切に確保できるように、専門要員の被監査会社等への配員計画を行い、採用のための施策を検討します。

(4) 人材の確保及び育成に関する方針

人材の採用に当たっては、個人としての誠実性、協調性、業務遂行の熱意と責任感、コミュニケーションを重視しております。なお、社員以外の公認会計士は、現状では非常勤者のみですが、大手監査法人等での業務経験・監査に関する知識等を考慮し採用を行っております。

(5) 研修制度

当監査法人は、専門要員に必要とされる適性や能力を維持・向上させ、変化する会計監査制度へ適切に対応していくためには、継続的に職業専門家としての能力開発を行う必要があることから、研修制度を設け、研修プログラムの履修を指示しております。

専門要員の教育・訓練については、当監査法人の定める研修計画に基づき、年2回の定期研修を実施するほか、日本公認会計士協会の継続的専門能力開発制度(CPD)研修プログラムの中から職業倫理、監査の品質及び不正リスク対応及びその他会計基準の改正等を踏まえて受講すべきプログラムの履修を指示し、研修担当社員は各専門要員の履修結果を確認しております。

【集合研修の実施状況】(2024年7月1日から2025年5月31日まで)

- ・集合研修 第1回 (2024年12月開催)
- ・集合研修 第2回 (2025年1月開催)

なお、当監査法人では、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持、発揮させるために、法人における人材育成については研修及び品質管理担当社員、人事管理・評

価及び報酬に係る方針については統括代表社員及び総務担当社員を中心に、社員会での説明、情報共有及び協議・決定が行われる運用体制となっております。

(6) 評価制度

社員会では、専門要員が職業的懐疑心を適正に発揮しているかどうか、当監査法人へのコミットメント意識等から十分な評価が行われます。この評価結果に基づいて、社員の報酬、専門要員の被監査先への配員日数の見直し等が行われることになります。

(7) 能力開発

当監査法人は、専門要員が業務と並行して、自己の能力開発に取組む姿勢を評価・尊重しており、様々な分野での専門性を高め、ひいては監査業務の品質向上や法人の成長に一層の貢献することを期待しております。そのために、専門要員の業務従事日数に配慮する等により、業務を行いやすい環境を整備しております。

4. IT 基盤

(1) IT 関連への取組み

急速なデジタル化が進展している状況で、監査業務や法人運営における業務の効率性及び有効性を高め、監査品質の向上を図る上で、デジタル化による変化への対応は必須であります。

当監査法人では、IT プロジェクトチームを設置し、監査調書の電子化への対応など監査業務へのITへの対応を積極的に進めております。

(2) 情報セキュリティ対策の実施

当監査法人では、情報セキュリティの対策として、「情報セキュリティ基準」を規程化し、物理的対策、システムセキュリティ対策、アクセス管理、行動基準、教育・研修、外部委託、情報の分類の各対策について規定しております。

また、識別した情報セキュリティリスクに対しては、リスクへの対応方針を規程化し、情報セキュリティ責任者による適切なモニタリングを実施することとしております。

なお、「情報セキュリティ対策基準」において、セキュリティインシデント発生時の対応、専門要員におけるセキュリティ対策等について取扱いを規定しております。

5. 財務基盤

(1) 財務基盤の状況

監査法人の財務基盤が継続的に安定していることは、監査意見の公正性及び独立性を確保する上で、非常に重要な要素と考えております。

当監査法人は、現状、十分な財務基盤を備えておりますが、今後の監査環境の変化を考慮するとさらなる財務基盤の安定を図る必要があると考えております。

（2）報酬依存度

日本公認会計士協会の倫理規則では、特定の監査業務の依頼人に対する報酬が、監査法人等の総収入の一定割合を超える場合に、独立性を阻害する懸念が生じるため必要な施策を講じることが求められております。

当監査法人の定める「報酬依存度に関する方針」により、2024 年度（2024 年 7 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日まで）及び現状において独立性を阻害する要因のある監査業務はありません。

6. 国際対応基盤

当監査法人は、現状として、海外のグローバルネットワークへの加盟や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じたグループ経営を行っておりません。

将来的に、国際業務への対応を含めた、グローバルネットワーク等との協業の必要性が生じてきた場合には検討いたします。

なお、被監査会社の重要な海外連結子会社への監査対応として、対応能力のある専門要員が業務に従事しております。